

児童家庭福祉

平成30年度

前期 5問

6～10

問 1

次の文は、児童に関する法律等についての記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A. 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」は、特に経済的に厳しいひとり親家庭の子どもに対する現金給付に関して定めている。
- B. 「児童福祉法」は、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に関して定めている。
- C. 「児童手当法」に基づく児童手当は、児童を養育している者に対して支給される。
- D. 「発達障害者支援法」は、成人以降の発達障害者支援を対象とした法律であり、発達障害児支援に関しては「児童福祉法」に規定されている。

(組み合わせ)	A	B	C	D
1	○	×	○	×
2	○	×	×	○
3	×	○	○	×
4	×	○	×	×
5	×	×	○	○

回答

3

解説

×

A 誤り

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」は、重度障害児、障害児の養育者、重度障害者等に対し、現金給付について定めている。

○

B 正しい 記述通りである。

○

C 正しい 記述通りである。

×

D 誤り

「発達障害者支援法」は、発達障害児支援についても規定されているため。

問2 次のうち、認定こども園の種別として正しいものを○、誤ったものを×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

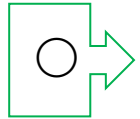
- A. 地方裁量型
- B. 幼保連携型
- C. 幼稚園型
- D. 事業所併設型
- E. 保育所型

(組み合わせ)	A	B	C	D	E
1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	×	○
3	○	×	×	○	×
4	×	○	○	×	○
5	×	○	×	○	×

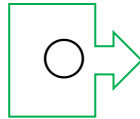
回答

2

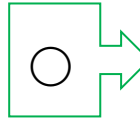
解説



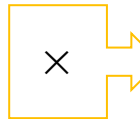
A 正しい 記述通りである。



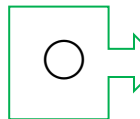
B 正しい 記述通りである。



C 正しい 記述通りである。



D 誤り 「事業所併設型」は含まれていない。



E 正しい 記述通りである。

問3

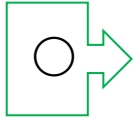
次の文は、児童自立生活援助事業についての記述である。不適切な記述を一つ選びなさい。

1. 自立援助ホームは、「児童福祉法」に規定された児童自立生活援助事業を行う施設である。
2. 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課の調べによると、平成28年10月1日現在、児童自立生活援助事業を行う施設は、全国に約140か所設置されている。
3. 児童自立生活援助事業の対象者には、児童養護施設の対象となる18歳未満の児童は含まれない。
4. 「児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）」（厚生労働省）では、自立援助ホーム入所児の6割以上に被虐待経験があった。
5. 「児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）」（厚生労働省）では、自立援助ホーム入所児の保護者の状況について、「両親ともいない」、「両親とも不明」が、合わせて約3割であった。

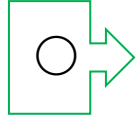
回答

3

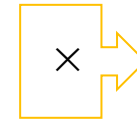
解説



1 正しい 記述通りである。

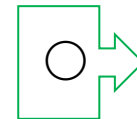


2 正しい 記述通りである。

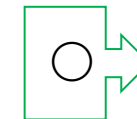


3 誤り

児童自立生活援助事業の対象は、義務教育修了後の児童又は児童以外の満20歳に満たない者とされ、18歳未満の児童も含まれている。

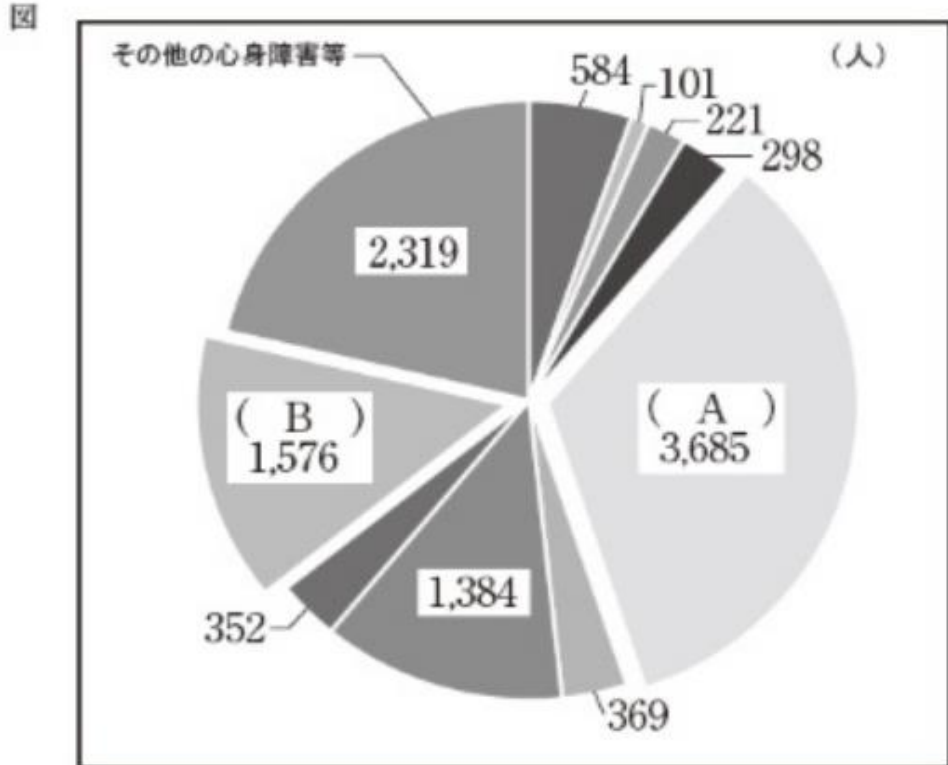


4 正しい 記述通りである。



5 正しい 記述通りである。

問4 次の図は、「児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）」（厚生労働省）における、児童養護施設に入所している児童の心身の状況に関する調査結果である。（A）・（B）にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。



(組み合わせ)

	A	B
1	知的障害	身体虚弱
2	知的障害	広汎性発達障害
3	身体虚弱	知的障害
4	身体虚弱	A D H D
5	L D (学習障害)	知的障害

回答

2

解説

A 「知的障害」

B 「広汎性発達障害」である。

問5

次の文は、「児童福祉法」第13条に示された児童福祉司に任用される要件についての記述である。
下線部分について正しいものを○、誤ったものを×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- (a) 弁護士
- (b) 医師
- 社会福祉主事として、(c) 2年以上児童福祉事業に従事した者
- 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において(d) 1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
- 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、(e) 又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

(組み合わせ)

	a	b	c	d	e
1	○	○	○	○	×
2	○	○	×	×	×
3	×	○	○	○	○
4	×	×	○	×	○
5	×	×	×	×	○

回答

3

解説

×

a 誤り

児童福祉司の任用要件に「弁護士」は含まれていない。「児童福祉法」第13条参照。

○

b 正しい 記述通りである。

○

c 正しい 記述通りである。

○

d 正しい 記述通りである。

○

e 正しい 記述通りである。